

資料

訖注 魏書刑罰志(二)(未定稿)

內田智雄

魏初、禮俗純朴、刑禁疎簡、宣帝南遷、復置四部大人、坐王庭決辭訟、以言語約束、刻契記事、無囹圄考訊之法、諸犯罪者、皆臨時決遣、神元因循、亡所革易、穆帝時、劉聰石勒、傾覆晉室、帝將平其亂、乃峻刑法、每以軍令從事、民乘寬政、多以違命得罪、死者以萬計、於是國落騷駭、平文承業、綏集離散、

昭成建國二年、當死者、聽其家獻金馬以贖、犯大逆者、親族男女無少長皆斬、男女不以禮交皆死、民相殺者、聽與死家馬牛四十九頭、及送葬器物以平之、無繫

訊連逮之坐、盜官物、一備五、私則備十、法令明白、百姓晏然、

a 宣帝が南遷してから。  
宣帝托跋推寅は魏の遠祖で、太祖道武帝が國を建てた後、これに宣帝の諡をたてまつた。

b 四部大人。

四部とは四つの部族、大人とはその部族の長をいう。

c ことばでもって規則をさだめ。

d 成文法でなく、言語による拘束禁令や民を規制するい

と。

e 神元帝。

名は力微。魏の祖先。太祖道武帝の時諡して神元帝といふ。魏書によれば1110—1177の間位し、三國の魏に通交したと記されている。

f 穆帝。

名は猗盧。神元帝の孫。諡して穆帝といふ。在位 295—316 A.D. 国が三部に分れていたのを統一し、311〇年晉を助けて匈奴を破り、晉から山西北部の地を与えて代公に封ぜられ、のち代王に進んだ。

g 劉曜。

匈奴の单于劉淵の子。晉の永嘉四年(310 A.D.)に兄の和を殺してみずから位につき、洛陽を攻略して晉の懷帝(307—313 A.D.)を捕え、後これを殺し、その後、劉曜等をつかわして長安を攻め、晉の愍帝(313—316 A.D.)を降して、西晉を滅亡させた。東晉の太興元年(318 A.D.)に卒した。

h 石勒。

匈奴の別種の羯の出身。後趙の高祖。少年のとき奴隸として売られ、長じて群盜となり、劉淵が漢国を建てた時(304 A.D.)、これに帰服し、兵を率いて多くの州郡を陥れた。東晉の太興中に劉曜の一族の劉曜の建てた前趙に対立して後趙王を称し(319)、のち劉曜を殺してその地をあわせ、皇帝と称した(330)。五胡の諸

つて数えた。そのため国中は驚き騒ぐだ。平文帝が位をついでから、離散した民を集め安んじた。

昭成帝の建国一年に、死罪に該当するものには、その家族が金や馬を献じて罪を贖うことを許し、大逆の罪を犯したものは、

その親族の男女は、老幼の区別なく悉く斬刑とし、男女が礼をふまざに通じた場合はみな死刑とし、人民のあいだの殺人

國の中でも最も強盛であった。東晉の咸和七年(332 A.D.)年六十で卒した。

<sup>h</sup>平文帝。

人の場合は、死んだものの家に馬や牛四十九頭と送葬の器具とをおくつて、それで和解することを許し、繫囚・訊鞠や連坐の制度がなかった。官の物を盜めば、一につて五を償わせ、私

物であれば十を償わせた。かくのじとく法令が明白であつたので、百姓は安らかであつた。

<sup>i</sup>昭成帝。  
名は鬱律、穆帝の弟の子。在位317—321 A.D.

名は什翼犍、平文帝の次子。在位338—376 A.D.十九歳の時、東晉に対する服属関係をたむ、はじめて年号をたてて建国元年(338)と称した。建国三十九年、年五十七で卒した。

太祖<sup>△</sup>幼遭艱難、備嘗險阻、具知民之情偽、及在位、

躬行仁厚、協和民庶、既定中原、患前代刑網峻密、乃命三公郎王德、除其法之酷切於民者、約定科令、大崇簡易、是時天下民、久苦兵亂、畏法樂安、帝知其若此、乃鎮之以玄默、罰必從輕、兆庶欣戴焉、然於大臣、持法不捨、季年、災異屢見、太祖不豫、綱紀褫頓、刑罰頗爲濫酷、

太宗即位、修廢官、恤民隱、命南平公長孫嵩、北新

△汲古閣本には「祖」が「初」になつてゐる。  
△南監本には「久」が「人」になつてゐる。

侯安同、對理民訟、庶政復有敍焉、帝既練精庶事、爲吏者浸以深文避罪、

太祖は幼少の時、艱難にあり<sup>a</sup>、いろいろ世のきびしさを経験し、つぶさに民の実情を知っていた。位についてから、身をもつて仁厚の政を行ない、民衆を和合させた。中原を平定した後、前代の刑罰制度が峻厳細密であることを憂えて、三公郎<sup>b</sup>の王德に命じて、刑法のうちで民にとつてきびしそぎるものを除かせ、法令を制定して、大いに簡易を旨とした。その当時、天下の民は久しく兵乱に苦しみ、法をおそれいとい安らかな生活を願っていた。帝はこのような民の氣持を知っていたので、玄默の徳をもつて世を治め、刑罰は必らず軽きにしたが<sup>c</sup>、万民はその君をよろこび仰いだ。しかし大臣たちに対しても法を堅持しておられた。ところが末年には災異がしばしばおこり、太祖は健康がすぐれなかつたので、綱紀はすたれ、刑罰ははなはだ苛酷に失するようになつた。

太宗<sup>d</sup>が位についてから、廢れた官職を修めととのえ、民の困窮をあわれみすくい、南平公長孫嵩と北新侯安同<sup>e</sup>とに命じて、

a 太祖は幼少の時、艱難にあり。

太祖は托跋珪（道武帝）のこと。太祖の生れた年、長孫斤の乱で父は没し、祖父の健（昭成帝）に養なわれたが、三七八年、符堅の攻略にあって代国は壊滅し、健も病死し、国土は前秦の支配下に入った。當時六歳であった帝は、劉庫仁に身を寄せ、後さらに賀蘭部に移り、ひそかに代国の再興に力をつくした。

b 三公郎。

三公尚書の属官で、三公尚書は刑罰などのことを掌る。  
訳注晉志(1)七一頁脚注a参照。

c 王徳。

その伝は詳らかでないが、太祖紀によると、これは天興元年十一月辛亥のことである。

d 太宗。

明元帝(409—423 A. D. 在位)、名は嗣、太祖の長子。

e 長孫崇。

代の人。父の仁は昭成帝のとき南部大人であった。崇は十四歳で父に代つて南部大人となり、のち太祖に従い、軍功を重ねて冀州刺史、爵鉅鹿公をあたえられ、侍中・司徒・相州刺史を歴任し、南平公に封ぜられた。太宗即位ののち、北新侯安同ら八人とともに庶政に参与したので世に九公と称せられた。世祖太武帝のとき爵を北平王に進められ、のち太尉に遷りやがて柱国大將軍を加えられ、以後天子親征に際しても多く京師に留つて刑獄を断じた。年八十で卒した。

二人で民の訴訟を裁かせたので、もろもろの政に再び秩序がたつた。帝は諸事に精を出したので、役人たるものはおいおい法を厳しく適用することによつて、咎めをうけるのをさけるようになつた。

f 安同。

遼東の人。パルチャ人の子孫で、太祖に見出されて仕え、軍功をもつて広武将軍、爵北新侯となつた。太宗明元帝の即位ののち、長孫崇とともに訴訟を掌つた。世祖太武帝の即位ののち高陽公に進み、のち征東大将军、冀青二州刺史となり、神䴥二年(429 A.D.)に卒した。

△汲古閣本には「沒」が「投」になつてゐる。

世祖即位、以刑禁重、神䴥中、詔司徒崔浩、定律令、除五歲四歲刑、增一年刑、分大辟爲二科、死斬、死入絞、大逆不道腰斬、誅其同籍、年十四已下腐刑、女子沒縣官、害其親者輒之、爲蠱毒者、男女皆斬、而焚其家、巫蠱者、負羖羊抱犬沈諸淵、當刑者贖、貧則加鞭二百、畿內民富者、燒炭於山、貧者役於園溷、女子入春橐、其固疾不逮于人、守苑囿、王官階九品、得以官爵除刑、婦人當刑而孕、產後百日乃決、年十四已下、降刑之半、八十及九歲、非殺人不坐、<sup>△</sup>拷訊不踰四十九、論刑者、部主具狀、公車鞫辭、而三都決之、當死者、部案奏聞、以死不可復生、懼監官不能平、獄成皆

△百衲本には「拷」が「榜」になつてゐる。

呈、帝親臨問、無異辭怨言乃絕之、諸州國之大辟、皆先讞、報乃施行、闕左懸登聞鼓、人有窮窪則撻鼓、公車上奏其表、是後民官瀆貨、帝思有以肅之、太延三年、詔天下吏民、得舉告牧守之不法、於是凡庶之凶悖者、專求牧宰之失、迫脅在位、取豪於閭閻、而長吏咸降心以待之、苟免而不恥、貪暴猶自若也、  
 世祖aが位につくと、刑罰が重bとcうので、神廟年間dに、司徒eの崔浩fに詔して律令を定めさせた。すなわち、五歳刑と四歳刑とを除き、一年の刑を増し、大辟を分けて二種類とした。死と斬である。死の場合には絞刑とする。大逆不道は腰斬に処し、徒の崔浩dに詔して律令を定めさせた。すなわち、五歳刑と四歳刑とを除き、一年の刑を増し、大辟を分けて二種類とした。死と斬である。死の場合には絞刑とする。大逆不道は腰斬に処し、

その同籍のものを誅殺し、年十四以下は腐刑とし、女子は官に奴隸として没入する。自分の親を殺害したものは輶刑かんけいに処し、蟲毒じゆどくを行なつたものは、一家の男女いずれも斬刑にし、その家を焼きはらう。巫蠱ふしぐを行なつたものは黒い羊を背負わせ犬を抱かせて淵に沈めた。刑に当るものは贖を許されることもあり、貧しくて贖いえないものは鞭を加えること一百とする。畿内1の

先祖、報乃施行、闕左懸登聞鼓、人有窮窪則撻鼓、公

a世祖。

太武帝。名は憲こう、太宗明元帝の長子(423—452A. D. 在位)。

b神廟年間。

魏書の帝紀によれば神廟四年(431A. D.)の事である。

c司徒。

宰相の職、三公の一。

d崔浩。

字は伯淵、清河の人。太宗明元帝の初に博士祭酒となり、常に帝に經書を講じた。世祖太武帝の即位ののち、その才能を愛せられ、国政に疑議があるときは常に諮問をうけた。神廟四年に司徒となり、国政の実権を握ったが、太平真君十一年(450 A. D.)、事によってその一族とともに誅せられた。

e大逆不道。

臣子の義にそむき、人道に反する行為。

f輶刑。

車裂(くるまわかれ)の刑。

g蟲毒。

唐の孔穎達(左伝昭公元年疏)は、毒薬を以て人に薬し、人をしてみずから知らざらしむる者、今之律これを蟲毒と謂う、と云つており、また唐律疏議(賊盜三)には、蟲は多種ありて能く究め悉くすなし、事、左道に關し、つぶさに知るべからず。或は諸蟲を集合して一器の内に置き、久しくして相食い諸蟲みな尽く、もし蛇在ればすなわちこれを蛇蟲となすの類、とあるが、詳しいことは明らかでない。

h巫蠱。

巫術をもちいて人の生命に害を加えようとする事。

民は、富んだものは山で炭を焼き、貧しいものは廁で労務に服し、女子は穀物をほしたりつたりする仕事につき、不具廃疾で人なみでないものは御苑の番をする。朝廷の官階の九品のうちにある者は、官・爵をひきあてにしてその刑罰を免除することができる。婦人で刑をうけることになつていて妊娠している時は、産後百日してから刑をとり行なう。年齢十四以下のものは、刑の半分を減じ、八十以上と九歳以下のものは、殺人罪でないかぎり罪にはならない。訊問にあたつては四十九以上は鞭うたない。刑の判決をくだすのには、所轄官庁の長がその罪状を具申し、公車<sup>k</sup>がその書類を審理し、三都<sup>l</sup>がそれを決裁する。

死刑にあたる者の時は、所轄官庁の案文を上奏する、死刑になれば再び生きかえることができず、担当の官が公平でありえないことをおそれから、裁判が完了すればみなその判決文を上呈し、帝が親しく臨御して聞いただし、否認の申したてや怨嗟のことばがなければ、そこではじめて死刑を執行した。もちろんの州や国における死刑の場合は、みなまず天子に伺いをたて、その答報があつてから施行する。宮門の左側に登聞鼓をかけ、無実の罪をこうむり訴えるすべのないものがあれば、鼓を打ち、

i 刑に当るものは贖を許されることもあり、貧しくて贖いえないものは鞭を加えること二百とする。

原文の「當刑者」の表現は、死刑から徒刑まですべてを含むものとも解されるが、おそらく下文の「畿内民云々」と同様、徒刑の場合について云つてゐるのである。しかも刑に当る者がすべて贖を許されるのでなく、身分・年令により、あるいは不具・過失等の事情によるものと解すべきであろう。また、刑の内容によつて、おのづから贖の多少が決まるはずであるから、贖にかかる鞭の場合もその数に多少があり、「鞭を加えること二百」は、その最高を規定したものと思われる。

j 畿内の民。

畿内は王城周辺の地域であるので、その特殊事情により、徒刑者に次のような労務を課したものと思われる。

k 公車。

官署の名、天下の上書や徵召のことをつかさどる。

l 三都。

通鑑卷一二一・一二四の胡三省注によると、北魏には、都坐大官・外都大官・中都大官（内都大官）の三都大官があり、みな裁判のことをつかさどつた。

公車がその上書を上奏する。その後、民をおさめる役人に財貨に関する汚職行為が多かつたので、帝はなんらかの肅正を行ないたいと考えた。太延三年<sup>m</sup>、天下の吏・民に詔して、州郡の長官の不法行為を告発することを許した。そのため、庶民のなかの凶逆な者は、ひたすら州郡の長官の落度を探し求め、位にある役人を脅迫して、民間で威名をえた。一方、州郡の長官たちは、みなへりくだつて彼等を遇し、その場をなんとかのがれて恥とはせず、相も變らず貪慾横暴を行なつた。

<sup>m</sup> 太延三年。  
世祖太武帝の時の年号、437 A. D.

時興駕數親征討、及行幸四方、真君五年、命恭宗總百揆監國、少傅游雅上疏曰、殿下親覽百揆、經營內外、昧旦而興、諮詢國老、臣職忝凝承、司是獻替、漢武時、始啓河右四郡、議諸疑罪、而謫徙之、十數年後、邊郡充實、並修農戌、孝宣因之、以服北方、此近世之事也、帝王之於罪人、非怒而誅之、欲其徙善而懲惡、謫徙之苦、其懲亦深、自非大逆正刑、皆可從徙、雖舉家投遠、忻喜赴路、力役終身、不敢言苦、且遠流

△百衲本・宋明本・南監本には「凝」が「疑」になつて  
いる。

分離、心或思善、如此姦邪可息、邊垂足備、恭宗善其言、然未之行、

時に天子はしばしばみずから征討し、また四方に行幸した。

真君五年<sup>a</sup>、恭宗<sup>b</sup>に命じて、万機をすべ国政をみさせた。少傅<sup>c</sup>の游雅<sup>d</sup>が上疏して次のように述べた。「殿下は親しく万機をみそなわし、国内外を經營せられ、朝は未明に起きいで、国の老臣達に政務を諮問せられている。私はかたじけなくも輔弼の職にあたり、天子にたいして善いことをすすめ、悪いことをしおぞけるのを任務としている。漢の武帝<sup>f</sup>の時、始めて河西の四郡

を設け、もうもの疑わしい罪のものを詮議して、罰としてこれを移住させた。そののち十数年にして、辺郡は充実し、<sup>h</sup>はずれも農作と守備をととのえることができ、宣帝<sup>h</sup>はこれによつて北方を服従させたが、これは近世の事である。帝王の罪人に対する態度は、怒つてこれを誅罰するのではなく、彼等が善に移り悪に懲りるのを願うものである。罰として僻遠の地に移し流される苦痛は、その懲罰的な効果が大きい。大逆罪で規定どおりの刑を行なわねばならないものでないかぎり、みな流罪を適

<sup>a</sup> 真君五年。

<sup>b</sup> 恭宗。世祖太武帝の太平真君五年のじふ。444 A. D.

<sup>c</sup> 少傅。世祖太武帝の長子、名は晃。延和元年(432 A. D.)五歳にして皇太子となり、太平真君五年、世祖が涼州に西征するや監國となつた。正平元年(451 A.D.)に卒した。年十四。追尊して恭宗景穆帝といふ。

<sup>d</sup> 游稚。太子少傅のこと。皇太子を補導する職。

<sup>e</sup> かたじけなくも輔弼の職にあたり。字は伯度、広平の人。世祖太武帝のとき、召されて中書博士となり、のち太子少傅となって禁兵を統轄し、また詔をうけて胡方回らと律制を改定した。和平二年(461 A. D.)に卒した。

<sup>f</sup> 漢の武帝。141—87 B.C.  
<sup>g</sup> 始めて河西の四郡を設け。原文には「職忝疑承」とある。いにしえ天子の前後左右にはべつて輔佐する官に疑・丞・輔・弼があり、これを四鄰（または四輔）といった。丞と承は通用の字で、ここにいう疑承は疑丞のことである（尚書大伝、礼記文王世子参照）。

漢の武帝の元鼎二年(115 B. D.)に武威(甘肃省の涼州)、酒泉(甘肃省の肅州)の二郡を設け、六年(111 B. C.)

用するがよい。そうすれば、家族ぐるみ僻遠の地に流されても、彼等は喜んで旅路にのぼり、生涯、労役に服しても、あえてその苦しみを口にしないであろう。かつまた、遠く流され故郷の地を離れると、心のうちに、あるいは、善にかえりたいと思うものである。このようであれば、悪事が行なわれなくなり、辺境では防備ができるわけである」と。恭宗はこの上奏を善しとしたが、いまだこれを実行しなかった。

<sup>i</sup> 辺境では防備ができるわけである。

△百納本・南監本には「太」が「大」になっている。  
罰として流された者たちによって辺境は充実し、それによつて外敵の襲来をふせぐ防備をととのえることができる。

に張掖（甘肃省の甘州）、敦煌（甘肃省の沙州）二郡を増置した。  
<sup>h</sup> 宣帝。74—49 B.C.

六年春、以有司斷法不平、詔諸疑獄、皆付中書、依古經義論決之、初盜律、曠四十四致大辟、民多慢政、峻其法、曠三匹皆死、正平元年、詔曰、刑網太密、犯者更衆、朕甚愍之、其詳案律令、務求厥中、有不便於民者、增損之、於是游雅與中書侍郎胡方回等、改定律制、盜律復舊、加故縱通情止舍之法及他罪、凡三百九十一條、門誅四、大辟一百四十五、刑二百二十一條、有司雖增損條章、猶未能闡明刑典、

六年<sup>a</sup>の春、役人の裁判のしかたが公平でなかつたので、詔して、もうもろの疑わしくて決めがたい裁判は、みな中書<sup>b</sup>に廻付

し、古えの經典の精神にのつとつて判決させた。また、初め、盜律に贓四十四匹で死刑とされていたが、民はそのおきてのきめ

方が甘いと見て罪を犯すものが多かつたので、その法をきびし

くして贓三四匹でみな死罪とするにした。正平元年に詔して、

「刑罰の綱の目があまりにも細密があるので、罪にふれるもの

がいよいよ多い。朕は、はなはだいましく思う。律令を詳細

に検討して、つとめてその中正を求め、民に不都合な点があれ

ば、これを改廢せよ」とじつた。そこで、游雅は、中書侍郎<sup>d</sup>の

胡方回<sup>e</sup>等と共に律の規定を改定した。すなわち、盜律は旧に復

し、故縱<sup>f</sup>や通情止舍<sup>g</sup>の法を増し、それとその他の罪の規定とを

併せて、すべてで三百九十一條<sup>h</sup>とした。門誅<sup>i</sup>に関するもの四

条、大辟に関するもの一百四十五条、徒刑に関するもの一二百二十二条であつた。局に当る者は律の条章を改訂したけれども、

なおいまだ刑典の本義を宣揚することができなかつた。（未完）

a 六年。

太平真君六年(445A. D.)のこと。

b 中書。

中書省のこと。中書省は魏晉よりはじまつた官署で、北魏では西台ともい、詔命奏事など機密を掌るところ。ここでは、中書省の中書令や中書侍郎などの官を指しているのである。

c 正平元年。

d 中書侍郎。  
世祖太武帝の時の年号、451A. D.

e 胡方回。  
曹魏の初め、中書に監・令がおかれたが、また通事郎をおいて詔草を掌らしめた。晉になって通事郎を改めて中書侍郎とした。北魏では定員四人であった。

f 故縱。  
安定の臨涇の人。初め大夏の赫連氏に仕えて中書侍郎となつたが、世祖太武帝が赫連昌(在位425—428A. D.)を破ると、魏の国に入つて仕え、のち中書博士となり、中書侍郎に遷つた。清貧にして道を守り、卒した。

g 通情止舍。  
監臨部主見知故縱のこと。すなわち、自分の部下や管轄下にある者が不法行為を犯した場合、その監督の任にある上司や職務上これを管掌する担当官吏が、そのことを見たり知つたりしていながら、故意にこれを見逃し放置することを处罚する罰則、

h 情を知つて犯罪者を止宿させることを云うのである。

i すべてで三百九十一條。

り、通典卷一六七には「凡三百七十条」となっているが、通鑑卷一二六には本志と同じく「凡三百九十二条」とある。また、門誅以下の条数についても、六典では「門房誅四条、大辟一百四十条、五刑二百三十一条」と記しているが、通典は本志と同じ。なお、本志にするす門誅以下の各条数の合計は、上掲の「凡三百九十二条」の数とは合致しない。さらに魏志後文には、高宗文成帝の条に「增律七十九章」とあり、高祖孝文帝が律の改訂を行なった条にも、「凡八百三十二章」とあり、それぞれその下文に「增律」ないし改訂した律名とその条章の数をあげているが、それらの条数の合計が、「七十九章」または「八百三十二章」と合致しないことは、ここに「すべてで三百九十二条」とある場合と同様である。

なお原文の「刑二百二十一條」の「刑」を、六典は「五刑」を作っていること上記のごとくであって、これによれば、「大辟一百四十条、五刑二百三十一条」となり、「刑」の字の意義も、また従つてその条数もかわつてくるこというまでもない。なお資治通鑑（一百三十五）では、「刑」を「雜刑」を作っている。

### 門誅。

本志の下文には「門房之誅」とある。のちの魏書高祖紀太和五年の詔に、「其五族者、降止同祖、三族止一門、門誅止身」とあって、このとき高祖は、大逆などの大罪の場合における所定の縁坐の範囲（五族・三族・門誅）を特に一等づつ降等して処刑するよう命じているが、これによると、北魏の刑法では本来「三族」刑は「同祖」を縁坐の範囲とし、「門誅」刑は「一門」に止まり「同祖」には及ばなかつたもので、一門に属する父母・妻子・同産などをその縁坐の範囲としていたものと考えられる。